

書評報告 2

曾田三郎『中華民国の誕生と大正初期の日本人』をめぐって —中国史の立場からのコメント—

広島大学 金子 肇

本書の視角と方法

それでは、中国史の立場から曾田先生のご著書に対するコメントをさせていただきます。レジュメは表裏に印刷しております。まず、本書の構成と内容については、先ほど千葉先生から丹念にご紹介いただきましたので割愛いたします。そこで今日の私の報告は、少し大きな目線からですね、本書の視角と方法について、その特徴がどういうところにあるのかというところからお話させていただきますと思います。

このあたりの問題も、先ほどの千葉先生のご紹介と重なる点があるのですが、まず中国史の側から見て押さえておかなければならない点として、第1に1911年の革命を清朝を打倒した「辛亥革命」として注目するのではなく、「中華民国の誕生」という点に力点を置いて把握すべきなのだ、ということを強調しておられる点、そして第2に「中華民国の誕生」が同時代の日本人に与えた衝撃が相当なものであったのではないかという、いわば外側から見た「中華民国の誕生」という事実に注目されていること、これは従来中国史研究には発想としてなかったものだと思います。

とくに第2の発想をより具体化する方法として、関心の対象が従来のように政府や軍部の中国に対する政策や政策論ではなく、大正初期の日本のジャーナリズムや学者の言論に置かれます。そこで、『大阪毎日』・『大阪朝日』・『中央公論』・『太陽』とか、あるいは学者では副島義一・寺尾亨・内藤湖南・浮田和民・末廣重雄・吉野作造などの言説が分析されるわけです。さらに、日本のジャーナリズムや学者の言論の分析とともに、中国の上海と天津の大手新聞である『申報』と『大公報』の記事を、日本の新聞各紙とのクロス分析、つまり同じ対象や事件をどのように捉えているのか、捉え方に違いがあるのか、どのように紹介しているのかという点から分析されています。単に日本のジャーナリズムや学者の言論を分析するだけでなく、それを中国の新聞メディアの側からも検証してみるという方法がとられているということにも本書の特色があると思います。

また、やはり「中華民国の誕生」を外側から見るといふ発想・視角と関わるのですが、同時代の日本人学者の中国認識上の基準として二つの基準を挙げておられていることも興味深いところです。その一つは「明治以来の日本の立憲国家としての形成史」(4頁)、あるいは「立憲国家づくりの経験者としての視点」(302頁)から中国の憲政の問題を見ていこうという認識基準です。そうした発想を持つ日本人学者として、前著『立憲国家中国への始動』から問題にされている有賀長雄と浮田和民が挙げられています。それから、もう一つの認識基準は、「憲政擁護の声が高鳴

る大正初期のその成熟度」(4頁)、あるいは「憲政の成熟の追求者としての視線」(302頁)から中国を見ようとするものです。そうした学者としては副島義一、寺尾亨が挙げられています。吉野作造なども後者の方に入るのかなと思いますが、その点は本書では明示されてはいなかったような気がします。間違いであつたら申し訳ありません。

それから本書の最後のあたりでしょうか、311頁に「本書の密かな願望」として、先ほど述べたように「外側から見た中華民国の誕生に注目する」ということが本書の重要なモチーフになっていますが、それとは逆に「中国を通して大正初期の日本の歴史を見通してみること」、「そうすることによって、内側から見たものとは異なる大正初期の日本の歴史像を提示できるのではないか」という野心的な展望を示しておられます。このあたりは、中国史の側から日本の近代史を見るということになりますので、今日参加しておられる日本史の先生方から積極的なコメントを出していただければと思います。

本書の視角・方法上の特色として第3に指摘すべきなのは、「中華民国の誕生」を外側から見ることとともに、中国の内側から「中華民国の誕生」の意義を考える場合、どのような視角の設定がありうるのかという点について、従来とは異なった視角が明示されている点です。本書では、袁世凱政権が辛亥革命の果実を奪った、奪わないとかいう見方ではなく、「政治過程における法制の整備と、それに対する評価の重視」(6頁)が「中華民国の誕生」という視角にとって必要なのだということが強調されています。つまり、「革命」よりも「建国」に着目するということです。法制の整備に対する評価を重視した中華民国建国の過程を取り上げることで、当然のことながら日本から見た「中華民国の誕生」とその後の政治過程を再構成する上でも、法制の整備という点に考察の重点が置かれることになります。本書の臨時約法に対する関心も、以上のような視角の設定を根底に置いたものだけということができるでしょう。

それから第4の視角・方法上の特徴として、対象時期の設定の仕方を挙げることができます。本書は、分析の対象を中華民国の誕生から1919年始めの民国再統合に向けた南北和平会議の開催までに設定されています。分析を始める時期を中華民国の誕生に置くことは当然として、終わりの時期を南北和平会議の開催に設定する理由については、本書の冒頭のあたりで述べられています。すなわち、孫文に即して、彼が第一次大戦直後に日本に対する姿勢を変化させたということ、また彼が臨時約法を護持する姿勢を放棄したということが、分析を南北和平会議で区切るメルクマールとして挙げられています。このあたりの設定の仕方は少し議論してもいいのかなと思いますので、後ほど少し取り上げたいと思います。

本書の方法的・実証的成果

続いて、以上のような視角と方法の特徴を持つ本書の、方法面と実証面の成果を今少し具体的に見ていきたいと思います。お手許のレジュメにあるように5点ほど指摘させていただいています。

第1に、歴史学として当たり前といえば当たり前かもしれませんが、極めて歴史的というか人文学的な手法による政治史研究であるということが、方法面での成果として再認識させられま

した。前著から継承されている方法・視点として、これは私が前著『立憲国家中国への始動』から抱いているイメージ的確に表現できているかどうか怪しいのですが、いわば同時代の日中関係をスパッと輪切りにし、その断面を観察して構造的にどのような連関を持っているのかということ把握する、という方法が意識的に打ち出されていると思います。

中国近現代史の研究は、一方において、どうしても経済学・政治学など隣接諸学の概念や方法を導入して分析しようとする、レジュメに書いた言葉を繰り返せば隣接諸学の概念等の直接的適用による論理構築という傾向が強くなると思われます。ところが、本書の方法に基づく分析はそうではありません。本書を読むと強く感じられるのですが、具体的な史実を解析する中から視角・方法を掴み出してくるという手法がとられていることが実感できます。もう少し具体的に言いますと、日本を通して「中華民国の誕生」に生まれた歴史的な個性や特質を浮き彫りにすることによって、民国初年の政治過程において従来の中国史研究では見えなかったところに光を当てていく。その結果、先ほど千葉先生も指摘されましたが、南北対立の根本的な原因が実は政府と議会との権限関係、もう少し突き詰めると臨時約法の性格にこそあるのだという捉え方、これは 300 頁に書かれていることですが、こうした指摘も可能になったのだと考えられるわけです。

方法面の 2 点目として注目したいのは、これも先ほど千葉先生からお話が合ったのですが、中国の新聞史料の新たな活用方法という点です。私も含めて新聞を史料として活用するときには、やはり事実の経緯を確定するために読み込んでいくというのが普通であろうと思います。しかし、本書はそれだけではなく、「世論を形成するための情報伝達の媒体という性格」(307 頁)を新聞史料に見出して、そこに留意しながら歴史を読み解いていくという方法を提示されています。その点において、従来の新聞史料の使い方に一石を投じた研究であると感じます。

次に実証面の成果に移ります。第 1 に、臨時約法の制定過程が第 1 章で再構成されているわけですが、宋教仁がその制定過程において果たした役割を日本人の参与との関係で明らかにされている点は、実証的に面白いところです。副島義一や寺尾亨が臨時約法の制定過程に参与し、「中華民国臨時組織法草案」という形で制定過程に影響を及ぼしていたということ、それが結果として臨時約法の「性格の曖昧さ」(46 頁)をもたらすことになり、さらに副島と寺尾が当初の発想を変えて「対人立法」的な思考へと巡回していったプロセスを明らかにされた点は、非常に興味深いところです。とりわけ、参議院が大統領制を構想していたところに、日本人が参与し宋教仁が提出した「臨時組織法案」によって内閣制の要素が持ち込まれ、その結果、臨時約法では大統領制と内閣制の要素が混在して「性格の曖昧さ」を持つようになったというプロセスの実証は、そのダイナミズムが鮮やかに伝わるものとなっています。

続いて実証面の成果の第 2 点として、臨時約法の欠陥が中華民国の政治過程に及ぼした規定性を具体的に明らかにしたという点を指摘しておきます。臨時約法が規定する立憲的統治機構に制度的な欠陥があったという点については、すでに憲法史の分野において条文に即した分析がそれなりに展開されてきたと考えます。しかし本書の成果は、統治機構の制度的欠陥に関する分析が、政治過程の動態に即して、あるいは政治過程に内在した形で展開されている、そうしたところに本書の真骨頂があるのだらうと思います。その結果、本書では、個別閣僚に対する参議院の同意

権について日中両国のメディアが袁世凱にむしろ同情的であったという指摘や、参議院に閣僚同意権が与えられている一方で大総統には議会解散権が与えられていないという臨時約法の問題性が、天壇憲法草案に至る過程で国民党も含めた各勢力の批判の焦点になっていたこと、しかもそうした批判は比較的早い時期から出されていたこと、等々の非常に興味深い指摘が随処に盛り込まれることになったのだらうと考えます。

以上の点は第2章において展開されている議論ですが、臨時約法の制度的欠陥が中華民国の政治過程に与えたインパクトは、民国初年の袁世凱政権時期に限られるものではありませんでした。第5章では、袁世凱の死後、旧国会が回復した後の段祺瑞内閣においても閣僚同意権の問題が再燃していること、国会に対する提案権の所在が大総統と國務総理との間で不明確であったため黎元洪と段祺瑞の対立が惹起され、あるいは解散権を欠くが故に旧国会に対抗するため督軍団による威圧など不法手段を段祺瑞が選択せざるを得なかったことなどが明らかにされています。こうした指摘には、確かにそうだと納得させられる説得力があります。従来、軍閥の横暴などといったレベルから説明されていた事態が、臨時約法が孕んでいた制度的な問題から捉え返されているところは、本書の実証を非常に精彩あるものにしてしています。

実証的成果の第3点は、従来あまり指摘されてこなかったことですが、中華民国成立の正統性と清朝からの統治権の継承との関連に注意を促す分析が第1章で展開されている点です。少し具体的に見ますと、孫文ら革命側と袁世凱が辛亥革命を収束させるとき、政治的取引として孫文は宣統帝の退位を条件に袁世凱に臨時大総統の地位を移譲する、そのかわり袁世凱には南京で臨時大総統に就任すること、臨時約法を遵守することなどの条件を付しました。従来の研究は、袁世凱がそうした条件を反故にしていく過程を、単に南京の革命側と袁世凱側との政治的主導権をめぐる駆け引きとして捉えてきたように思います。しかし本書は、そのように捉えるのではなく、上に述べたプロセスが実は中華民国という共和制成立の根源が何処にあるのか、つまり清朝から統治権を継承した結果なのか、それとも辛亥革命の成果として共和制が成立したものなのか、という点に関わっていたと主張します。したがって、その政治的プロセスは極めて重要な意義を有していたことになるわけですが、確かに中華民国＝共和制誕生の正統性という問題を考えるときには、今後無視できない論点になるだらうと思います。

若干の疑問点と問題提起

続いて、本書を読んで感じた若干の疑問、そして問題提起と申しますか本書から触発された論点について感想を述べてみたいと思います。

まず、「本書の視角と方法」の最後にお話しした分析対象時期の設定に関わる問題です。「中華民国の誕生」に分析の始点があることには当然異論はありませんが、分析の終期を1919年の南北和平会議に設定することは果たして妥当なのだらうか、という点は少し議論してみたいところです。この時期の限定は、本書のタイトルにある「大正初期」あるいは「民国の誕生」というテーマに即すなら当然なのかもしれません。しかし、本書で問題の中心に据えられている南北両政府の対立構造であるとか、臨時約法の欠陥を中心に据えた制度建設の問題を見据えたとき、実は

南北和平会議以降も南北対立の局面は続いていきますし、臨時約法こそ中華民国政権の正統性を担保するものであるという「法統」をめぐる南北の対立も持続しているわけです。孫文個人を対象時期設定のメルクマールにするのではなく、そうした民国政治の構造全体の持続性に注目して1920年代の当初あたりまで視野を広げたとき、日本のジャーナリズムや学者たちに中国の状況はどのように映じていたのだろうかという点が興味をそそります。

今少しそのあたりの事情を敷衍しておきましょう。1918年に北京に成立した新国会は皖系—安福系が牛耳った「安福国会」として知られていますが、実はこの国会は臨時約法を根拠として成立したものでした。したがって、その権限は臨時約法が規定する議会権限を旧国会からそっくりそのまま継承しています。要するに、広東だけでなく北京でも臨時約法を根拠とした国会が成立するわけです。その後、1922年になって呉佩孚が北京で旧国会の回復（いわゆる「法統回復」）を実施したため、ここで孫文と広東政府が「護法」（臨時約法の擁護）を主張する政治的意義は消失していくわけです。ところが、北京で復活した旧国会は1923年に直隸派の曹錕を収賄によって大総統に選んでしまったため権威を失墜させ、翌1924年には臨時執政となった段祺瑞がついに臨時約法に根拠を置く「法統」を放棄して国会は最終的に消滅します。歴史の流れを追って行けば、恐らくここまで辛亥革命が生み出した民国初年からの政治構造は持続しているわけです。本書のテーマ設定からは遠ざかるかもしれませんが、以上のような「中華民国の誕生」から持続していた政治構造の枠組みが消滅していく過程を、日本の学者や報道がどのように捉えていたのか、分かることがあれば教えていただきたいというのが質問の趣旨です。

次に第2の質問は、当時の日本人の孫文認識とどういいますか、もう少し広げるなら日本人の「南方派」に対する認識についてです。このあたりも先ほど千葉先生のご報告にありましたが、本書では袁世凱・「官僚派」に対する日本人の毛嫌いに對して、「民党」・「南方派」に対する同情という対照性が明らかにされています（243頁）。しかし、例えば「民党」・「南方派」に対する同情の側に立つ内田良平の、141頁で紹介されている「根本方針」案を見ますと、確かに袁の排除と革命派の支援を打ち出しているわけですが、そこで内田は満蒙の割譲と日本の中国に対する指導権の掌握を主張しています。当時、「民党」・「南方派」を支持する日本人たちが満蒙の割譲や中国に対する主導権の確保を主張するとき、彼らは孫文や「南方派」の人々もそうした主張を容認すると考えていたのでしょうか。そうであれば、彼らの日中提携論や孫文支持という態度は、どういう内実を持つことになるのでしょうか。逆に言えば、孫文はそうした日本側の野心を知りつつ日本の支持を得たいと考えていたことにもなり、彼の対日認識の内実が大きな問題として浮上してきます。以上の点について、何かわかることがあればご教示願いたいと思います。

第3の疑問点は以上の問題と関係しています。本書を読み終えた後、中国の南北両政府の政治家や官僚の対日言動・対日認識を、分析の中にもう少し加味する必要があったのではないかという印象を持ちました。換言すれば、中国の政治的アクターが日本の政策や世論の影響を受ける客体としてのみ扱われている嫌いがあるのではないかと感じたわけです。袁世凱の帝制復活を考えると、本書の「始まりから挫折までの過程に、日本の政策と世論が深く関わっていた」、「袁世凱の帝制復活を挫折に追い込んだ要因として、……あわせて重視しなければならないのは、当時

の日本における対中国政策や世論の動向である」(138頁)という指摘は確かに妥当であろうと思います。しかし、中国史研究の側から読むとき、袁世凱や孫文らの対日言動や対日認識を分析に組み込むことで、日本の政策・世論が彼らの政治判断に如何なる規定性や影響を与えていたのかをより明確に測定することができるであろうし、逆に彼らの言動が日本の政策や世論に影響を与える可能性を探ることも可能になるような気がします。

袁世凱は日本の政策・世論の動向を知りながら、なぜそれでもなお帝制を敢行しようとしたのでしょうか。あるいは、日本の「民党」・「南方派」支持の世論と内田らの主張を孫文はどのように見ていたのか。以上の論点はこうした問題を考えることに関わってきます。日本の政策や世論の動向を中国側がどのように主体的に把握し対応しようとしたのか、という点を本書の分析に組み込むことによって、輪切りにした大正初期の日中関係をより構造的・立体的に把握することができるのではないのでしょうか。

次に本書を読んで感じた第4の疑問として、副島義一や寺尾亨の「対人立法」への旋回に対する評価があります。本書は、彼らの「対人立法」への転回、すなわち袁世凱の大総統就任を想定した参議院権限の強化を、「憲政成熟への追求者としての視点」(302頁)から出たものであると捉えています。しかし、果たしてそうなのかという疑問が拭えません。本書303頁では「憲政擁護のただなかにあった法学者として、議会権限の強化は憲政論としても矛盾を生まなかった」と述べられています。しかし、彼らは当初行政権の強化を主張していたわけで、この点をどう考えたらよいのかということになります。むしろ、彼らは「立憲国家づくりの経験者としての視点」(302頁)を持っていながら、それを状況の推移に応じて変えてしまったといえないのでしょうか。「対人立法」への転回は、むしろ状況追従的であり、憲政論として議会権限の強化を主張したというのは自己正当化の意味合いが強いのではないかと思います。

さて、最後に第5点目として、直接に本書の論点と関わってこないかもしれませんが、本書から触発された憲政史に関わる感想を2点ほど述べておきたいと思います。

まず本書を読んで、中華民国誕生の当初において国家基本法や統治機構は、かなりの世界史的な広がりの中で構想されていたのだという感を強くしました。孫文が臨時大総統であった時期に公布された「中華民国臨時政府組織大綱」が、アメリカの連邦制と大統領制の影響を受けていることは従来の研究でも指摘されています。それとの関連で私が当時の史料を読んで面白いと思うのは、中華民国の副総統となる黎元洪が、国会を解体した後に袁世凱が各省代表を集めて開催した政治会議を、アメリカの諸邦代表が集ったフィラデルフィア憲法制定会議になぞらえている事実です。その上で、彼は袁世凱にぜひ政治会議で憲法を制定してほしいと要請しているのです。また、1913年に成立した正式国会(旧国会)の参議院議員は省議会から選出することになっていましたが、これは明らかに連邦制的な議員の選出方法です。これらの事実から、中華民国の成立当初、連邦制と大統領制を兼ね備えたアメリカの影響はかなり大きかったといわなければなりません。

他方において、本書でも少し触れられていたと思いますが、宋教仁がフランス式の内閣制の導入を意図していたということが台湾の憲法史の著作などにも書かれています。そこにさらに曾田

先生が明らかにされたように、日本の法学者を媒介として議会強化論ないし日本の憲政論というものが入り込んでくるということになりますと、臨時約法という暫定国家基本法には、アメリカ・フランス・日本等の多様な立憲的発想が折衷・融合されていたと考えられます。こうした辛亥革命から民国初年にかけての憲法構想は、曾田先生が前著『立憲国家中国への始動』において分析された清末新政期の憲政構想とかなり距離があるように感じますが、前者の構想を後者の構想からの継承性や断絶性において捉え直してみる必要もあるのではないのでしょうか。

さて、もう一つの問題は、やはりこれも千葉先生が指摘されたことですが、吉野作造の言説から抽出した「立憲国家形成の二つの道程」(306頁)をめぐってです。本書がいう「二つの道程」を具体的に象徴するものは、それぞれ臨時約法と袁世凱が制定した新約法と見てよいのでしょうか。あるいは、両約法そのものではないにせよ、それぞれが含意している「議会権力を強化する立憲的志向」と「行政権力を強化する立憲的志向」と読み換えてもよいのでしょうか。本書では、立法・行政両権の有るべき均衡を否定して議会権力を強化する臨時約法の方向は中華民国の統合を損なうことになったと捉えられているわけですが、それでは行政権強化による立憲国家形成の道程は民国の統合を可能にする道であると曾田先生は考えられているのでしょうか。私は、臨時約法の方向をもちろんのこと、大總統の親裁を保障する新約法の志向によっても中華民国の統合は難しかったのではないかという見通しをもっています。この点について、もし何かお考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

それから、これも先ほどの千葉先生のご報告でご指摘があったところですが、「新約法での大總統の地位を、日本の天皇を含む君主に近いものであるという副島の認識」(115頁)という表現があります。また、前著でも本書でも指摘されていますが、明治憲法を意識して新約法の制定を考えていたのは有賀長雄でした。しかし、有賀は大總統も天皇と同じように政治責任が及ばない存在にしようと構想していた点で、新約法と考え方に違いがあったということも指摘されています。それでは、副島義一や有賀長雄のほかにも、新約法の統治機構を明治憲法下の統治機構と対照させながら批判する、ないしは支持するという発想は、当時の日本の学者やメディアにはなかったのでしょうか。

なぜそういう疑問が浮かんだのかというと、新約法下と明治憲法下の統治機構は、明治憲法体制の問題としてよく指摘される多元的構造という点において非常によく似ていたからです。ところが、新約法の下で袁世凱政権では、日本のように多元的な統治機構を統御して国家意思の一元化を担う統合主体、すなわち内閣であるとか藩閥・元老・政党といった存在が欠如、ないし圧倒的に未成熟でした。その代わりに、日本の天皇とは違って大總統たる袁世凱に、多元的に分立した統治機構を束ねる統合主体としての実質的権力が保障されていたのでした。そうした点に関心があったため、当時の日本の学者やマスコミには、大總統を頂点とする新約法下の統治機構を明治憲法体制と比較しながら論じようとする発想があったのだろうか、という点が気になったわけです。

それから最後にもう一つ、やはり「二つの道程」という点に関わる問題なのですが、先ほど紹介した臨時約法に基づいて権限が設定されていた北京の新国会、いわゆる「安福国会」も、実は

1919年に制憲作業を行って憲法草案を作成しています。非常に面白いことに、この憲法草案は、国会に対して国務院の不信任決議権を与えるとともに大総統には衆議院の解散権を認めて、立法・行政両権の相互均衡を保障しているのです。つまり、臨時約法や天壇憲法草案とは全く違う発想を取っているわけです。ここから浮かび上がるのは、「立憲国家形成の二つの道程」、これを先ほど述べたように立法府か行政府かどちらかを強化する二つの志向性と捉えるなら、そのどちらでもない両権の相互均衡を図ろうとする発想が中国にもそれなりに存在していたという事実です。この点は、「立憲国家形成の二つの道程」という曾田先生の問題提起をより深めていく際に、面白い事例になるのではないだろうかと思えます。

また、外側（日本）から「中華民国の誕生」の意義を把握するという本書のモチーフに絡ませて考えると、この新国会による制憲事業とその内容を、北京政府に批判的な日本のメディア・学者は注目していたのだろうかということが気になります。ひょっとしたら、孫文や「南方派」に対する同情が強いため、日本のメディアや学者たちの観察にはかなりのバイアスがかかっていた可能性も否定できないと思われます。つまり、新国会の動向は関心がないから見ない、あるいは見えているけど敢えて見ようとしない、という想定も可能なのではないのでしょうか。もし、このあたりで日本側の学者・メディアの事情で分かることがあれば教えていただけたらと思います。

以上で私のコメントを終えさせていただきます。

水羽信男：

ありがとうございました。時間通りにまとめていただきました。先ほどと同じように、レジメの字句に即して何か質問や確認しておきたいことがあれば。

石田雅春：

問題提起の「(3)中国の政治的アクターが日本の政策・世論の影響を受ける客体としてのみ扱われる嫌い？」というところなのですが、当時の中国の指導者層が諸外国と比較してどの程度、日本に対して意識していたのか。そのウエートとかインパクトとかそれをどう考えていたのかというのが、前提として知りたいのですがどうでしょうか。

金子 肇：

そのあたりの問題は私も外交史が専門ではないので、むしろ曾田先生に答えていただいた方がよいのかもしれませんが、ただ、日本の、とくに 1910 年代の日本の中国の南北政治家・官僚に対する影響は非常に大きいものがあったと思います。とりわけ対華二十一カ条の前後、まさに本書が取り上げている大隈重信内閣のあたりですね。また、中国が日本の出方・方針に大きな影響を受ける場合、日本だけでなく欧米諸国の対応や出方を注視しなければならないことにもなってきます。欧米諸国を中国の側にどのように引き込むのか、アメリカやイギリスの日本との関係が対立なのか同調なのかという点で、中国に対する外交的プレッシャーのかかり方も当然違ってきます。中国にとって、より広い国際関係の利用の仕方次第がとても重要であり、日本を重視すると

いうことは欧米諸国をそこにどう引きこむのかということとも密接に関係してくるわけです。ただし、私が今述べたことはあくまで一般論ですから、この問題は後に少し詳しい議論をしていたらと思います。

石田雅春：

ありがとうございます。

水羽信男：

よろしいでしょうか？ 4時でいちど休憩を、と思ったんですが、またみなさん、お疲れだとは思いますが、お話を三つまとめて聞いて休憩に入った方が、その後の議論の準備もできるのではないかと思います。大変にお疲れのところだとは思いますが、布川先生の方からコメントをいただきたいと思ひます。